



新津商工会議所

No.284-1 2010年 2月24日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

中小企業の生き残り対応策を考える！

～業績向上を図るには社内の仕組み化と報・連・相・打しかない～

100年に1度と言われている現在の不況を乗り越えている企業の体系を作り上げたコンサルタントの事例をご紹介します。
この講座で貴社の突破口を見出してください。

日時：3月26日(金) 14:00～15:30

会場：一楽(新津本町2-7-10)

講師：㈱タナベ経営 新潟支社 経営コンサルティング部長 深澤宏氏

受講料：会員 無料 会員以外 5,000円(お一人様)

主催：新津商工会議所 / 小規模企業振興委員連絡協議会

TEL:0250-22-0121・FAX:0250-25-2332

申込：お電話かFAXにてお申し込みください。

*なお当日は、15:40から当所臨時議員総会が開催されます。

労働保険・社会保険 なんでも個別相談会

日頃、疑問に思っている年金、健康保険、労災雇用保険、労働基準法等の問題について専門家が無料で相談に応じます。この機会を是非ご利用ください。

日時：4月15日(木)～4月16日(金) 9:00～16:00

会場：新津商工会議所 3F

相談員：専門相談員

主な相談受付項目

- ・労働保険年度更新申告手続き等
- ・雇用保険、労災保険に関する事
- ・年金、健康保険に関する事
- ・労働基準法に関する事
- ・雇入、解雇、退職、賃金等に関する事
- ・その他(労働、社会保険問題全般)



決算・消費税申告相談会

(事前に時間の予約をしてください。)

《決算》 日程：3月4日(木)・5日(金)・8日(月)・9日(火)

《消費税》 日程：3月17日(水)・18日(木)・19日(金)

時間：9:00～12:00 / 13:00～16:00

会場：新津商工会議所 3F

待ち時間短縮のため時間予約をお願いいたします。

わかるところは記入してきてください。

決算・申告相談につきましては、若干の手数料をいただきます。

ご了承ください。

《主催》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

記帳でお困りではありませんか？記帳相談のご案内

個人事業者の方に対して、現金出納帳や経費帳など帳簿の付け方から、決算・申告の仕方まで継続して指導を行っています。
随時受け付けていますのでお気軽にご利用ください。TEL 22-0121

記帳機械代行いたします

当所の記帳担当職員が事業所に代わりコンピューターを使って経理事務を行うものです。

(1)メリット

- ・経理事務が軽減され事業活動の向上が図れます。
- ・決算・申告(所得税、消費税)や年末調整事務が大幅に軽減されます。
- ・複式簿記のため青色申告特別控除65万円が適用されます。(所得税・市民税の節税になります)

(2)利用出来る方

- ・新津地域で事業経営をしている従業員20人以下(商業、サービス業5人以下)の個人の小規模事業者
- ・税理士関与以外の方

(3)代行手数料

- ・当所手数料規約によります。
- *詳しくは担当までお電話ください。TEL 22-0121



3月パソコン講座開催スケジュール(定員6名)



- ・初歩の初歩コース「Windows」
3月23日(火)～25日(木) 14:00～
 - ・ワープロ(初級)コース「Word2007」
3月23日(火)～25日(木) 18:00～
- 各コース共に受講料とテキスト代が掛かります。

経営者のみなさん、もしものときの資金調達は万全ですか？

経営セーフティ共済(倒産防止共済)

いざというときの「安心」をご提供します。

最高3,200万円の共済金の貸付けが受けられます。

共済金の貸付けは、無担保・無保証人です。

掛金は、損金、必要経費に算入できます。

一時貸付金制度も利用できます。

【現在検討中の法改正事項(限度額の引き上げ)】

3,200万円(現行) 8,000万円

掛金総額：320万円(現行) 800万円

掛金月額：8万円(現行) 20万円



にいつ食の陣【春】参加店募集 締切間近!!

(募集期間：2月26日(金)まで)

にいつ食の陣2010春の陣の参加店募集の締切が2月26日(金)までとなっております。参加を検討されている事業所は締切までお早めにお申込下さい。



新津商工会議所

No.284-2 2010年 2月24日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

金融情報 (平成22年2月23日現在)

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティ貸付	4,800万円	運 転 設 備	8年以内 15年以内	1.65% ~ 設備資金に関しては、融資実行後2年間 金利を0.5%引き下げとなります
教育資金貸付	1学生あたり 300万円	教 育 資 金	15年以内	2.65%
経営改善貸付	1,500万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.85%

【新潟市制度融資の受付は、新潟市秋葉区役所か当所へ(当所は地方産業育成資金・一般融資・無担保無保証人融資のみ)、夏期・年末資金は取引銀行まで、この他9制度融資あり。日本政策金融公庫国民生活事業の申込は当所か公庫新潟支店(新潟市中央区寄居町332 TEL:025-228-2152)まで お知らせ：公庫の所在地が3月8日より変更となります。新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011 FAX:025-246-2022】

新潟県信用保証協会「緊急保証制度」

利用にあたっては認定要件として、「特定指定業種に属する事業を行い、新潟市の認定を受けた中小企業の方」などが必要です。

保証限度額：2億8千万円(既存の経営安定関連保証の残高を含み、一般保証とは別枠です。)

信用保証料：年0.8%以内(無担保無保証人保証の場合は、年0.6%)

保証期間：最長10年(据置期間2年以内を含む)

保証人：原則として法人代表者以外、保証人は必要ありません

担保：必要に応じて提供

保証割合：100%

資金繰り円滑化相談会

事業の円滑な資金調達にお困りの中小企業の皆様を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しておりますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

3月2日(火)・4月6日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

3月9日(火)・4月13日(火)

相談会のご利用についてはご予約をお願いします。

平成22年4月1日より 労働基準法が改正されます

(1)「時間外労働の限度に関する基準」の見直し
「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使で特別条項付き36協定を結ぶ際に新たに下記の事項が必要となりました。

限度時間を超えて働かせる一定の期間(1日を超え3か月以内の期間、1年間)ごとに、割増賃金率を定めること。

の率を法定割増賃金率(2割5分以上)を超える率とするよう努めること。

そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めること。

(注)平成22年4月1日以降に協定を締結、更新する場合は対象

(2)法定割増賃金率の引上げ
1か月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

深夜(22:00~5:00)の時間帯に1か月60時間を超える法定時間外労働を行わせた場合は、深夜割増賃金率25%以上+時間外割増賃金率50%以上=75%以上となります。

法定休日労働との関係

1か月60時間の法定時間外労働の算定には、法定休日(例えば日曜日)に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日(例えば土曜日)に行った法定時間外労働は含まれます。なお、労働条件を明示する観点や割増賃金の計算を簡便にする観点から、法定休日とそれ以外の休日を明確に分けておくことが望ましいものです。

中小企業は適用が猶予されます

(3)時間単位年休制度
時間単位年休制度の導入にあたっては、過半数組合、それが無い場合は過半数代表者との間で労使協定を結ぶことが必要です。

労使協定で定める事項として

時間単位年休の対象労働者の範囲

時間単位年休の日数

時間単位年休1日の時間数

1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数

の4つがあります。

ただし、時間単位年休は年5日を限度

詳しくは新津労働基準監督署 TEL:0250-22-4161 まで。

健康保険料率の変更されます

平成22年度の健康保険料率は下記の通り、変更されます。

	平成22年2月分まで (3月納付分まで)	→		平成22年3月分から (4月納付分から)
健康保険	8.18%		健康保険	9.29%
介護保険	1.19%		介護保険	1.50%
合計	9.37%		合計	10.79%

40歳以上65歳未満の方は介護保険料加算後の「合計」欄が適用。それ以外の方は健康保険料のみが適用されます。